

世田谷区工事請負契約における建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用に係る運用基準

令和5年9月8日
5世経理第315号

(目的)

第1条 この基準は、世田谷区（以下「区」という。）が発注する工事において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第26条第3項ただし書に規定する監理技術者を兼務することができる場合について、必要な事項を定めることを目的とする。

(兼務することができる工事の要件)

第2条 法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置要件は、次の各号の全てに該当する場合とする。兼務することができる工事は、区が発注する工事に限らず、区が発注する工事以外の工事（民間企業等が発注する工事を含む。以下同じ。）も対象とする。

- (1) 予定価格が1億8千万円未満の工事であること。
- (2) 法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者として、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第28条で定める監理技術者補佐（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- (3) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験による監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (4) 特例監理技術者は工事希望申込日（指名競争入札に付す場合であって希望申込みを伴わないものは開札日、随意契約による場合にあっては見積書の提出日。）において、監理技術者補佐は配置を予定する日において、それぞれ3か月以上、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (5) 兼務する工事現場が同一の区市町村内であること。
- (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
- (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。
- (9) 特例監理技術者が現場代理人を兼ねることとならないこと。
- (10) 特例監理技術者の配置を希望する事業者において、前年度または当該年度における区の工事成績評定に60点未満の評定がないこと。
- (11) 契約担当者が、工事の適正な施工に支障があり兼務を認めることが適当でないと判断した工事でないこと。

(兼務できる工事数)

第3条 同一の特例監理技術者が兼務することができる工事数は、2件までとする。
(手続き)

第4条 特例監理技術者の配置を希望する場合は、それぞれ次の各号に掲げる関係書類を提出することとする。

(1) 既に履行中の他の工事に従事している監理技術者について、区が発注する工事への兼務を希望する場合は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる入札参加の希望申請時(指名競争入札に付す場合であって希望申込みを伴わないものは開札日、随意契約による場合にあっては見積書の提出日。)に特例監理技術者の配置予定に関する申請書(様式1)及び兼務する工事に関する資料(詳細は申請書による。)を提出すること。

(2) 区が発注する工事に配置している専任技術者が、区が発注する工事又は区が発注する工事以外の工事の技術者として兼務する場合は、他の工事の入札参加申請前に、契約主管課まで特例監理技術者の配置予定に関する申請書(様式2)及び兼務する工事に関する資料(詳細は申請書による。)を提出すること。

(その他留意事項)

第5条 特例監理技術者の配置を希望する場合は、次の各号に掲げる事項について留意することとする。

(1) 配置を希望する特例監理技術者が現に履行中の工事(又は今後配置を予定している工事)においても、法第26条第3項ただし書の規定を適用できること(現に履行中の工事等の発注者が示す配置要件に該当すること)を、入札参加者自身で必ず確認すること。

(2) 開札時点において技術者の適正配置(※1)が不可となった場合は、その者のした入札は無効とすること。

※1 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置、又は監理技術者の配置(以下「技術者の適正配置」という。)

(3) 契約後、技術者の適正配置が不可となった場合は、工事請負契約書に基づき契約解除となるとともに、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第5号に基づき、競争入札参加禁止措置となる場合があること。

(4) 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属する者とする」とされていることから、施工体制に留意すること。

(5) 特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置する場合は、当該工事の施工計画書へ第2条第6号から第8号までの事項を記載し、提出すること。

(6) 特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置する場合又は配置を要しなくなった場合は、当該工事のコリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

(7) 監理技術者補佐は監督員等が常に確認しやすいように腕章を身に付けなければならない。

附 則

この基準は、令和5年9月8日から施行し、同日以降に契約する工事請負契約について適用する。